

## 津山珈琲倶楽部協賛店募集要項

### 1 趣旨

この要項は、津山珈琲倶楽部に登録されたまちづくりサポーター(以下「サポーター」という。)及びまちづくりアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)に対し、津山市への愛着心の向上及び地域産業の活性化を目的として、商品の割引、特典などのサービスを提供する店舗、施設等(以下「協賛店」という。)の募集について、必要な事項を定める。

### 2 協賛店の特典内容及び方法

#### (1) 方法

サポーター及びアドバイザーの珈琲倶楽部会員証の提示により、協賛店は次号のサービスを提供する。

#### (2) 特典内容

商品価格及び入場料の割引、商品・記念品等の進呈、その他業種に応じたサービスの提供など、協賛店が任意に設定する。

### 3 協賛店の参加資格

- (1) 津山市内に活動拠点(本支店等)を有すること又は津山市にゆかりがあること。
- (2) 津山珈琲倶楽部の趣旨に賛同し、特典内容の提供を市が指定した期間提供できること。
- (3) 主として一般の消費者が利用する店舗、施設等であること。
- (4) 協賛店として適当でないと認められる場合は、参加できないことがある。

### 4 募集内容

#### (1) 募集開始日

平成28年4月15日(金)

#### (2) 申込方法

希望者は、津山珈琲倶楽部協賛店登録申込書(別紙1)を持参又は郵送により提出

#### (3) 提出先

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

津山市総合企画部秘書広報室(本庁3階) 電話0868(32)2026

#### (4) 決定方法

市は申込内容を確認し、本要項3に定める参加資格を満たしていると認められる場合には協賛店として登録し、津山珈琲倶楽部協賛店(登録・不承認)決定通知書(別紙2)と協賛店登録証を交付する。

### 5 協賛の期間

- (1) 平成28年6月1日から開始。
- (2) 翌年度以降は自動更新とする。変更・中止する場合は、津山珈琲倶楽部協賛店(変更・中止)申込書(別紙3)を提出する。

## 6 協賛店の周知方法

津山珈琲倶楽部ホームページに掲載

## 7 その他

- (1) 年度途中からの申込も随時受付（その都度、ホームページのリストを更新する。）
- (2) 協賛店は、本事業の広報及び啓発等に協力する。
- (3) やむを得ない理由による特典内容の変更し、又は協賛の中止を行う協賛店は、当該行為を行う1箇月前までに変更届又は中止届を提出する。
- (4) 市は、登録された協賛店が本要項2及び3に定める事項に適合しなくなったと認める場合、その登録を中止する。
- (5) 上記(3)又は(4)により登録の中止となる協賛店は、協賛店登録証を廃棄する。
- (6) その他、この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要項は、平成28年4月15日から適用する。